

平成 24 年度 第 4 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 24 年 10 月 31 日（水）11 時 11 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

今後の進め方で、先ほど大久保副大臣から事務折衝なり政務折衝なりがスケジュールに入ってくるというお話がありましたが、いつまでに、例えば 1 次査定とか 2 次査定を、というスケジュール感はありますか。

○大久保財務副大臣

政府税調だけで日程を決定することはできません。今回の原則としては、民主党税調としっかりと打ち合わせをしていく。場合によっては三党協議がございますから、そういったことを踏まえながら議論を行っていかないとはいけません。先週、民主党税調が発足しましたので、そちらの動きを見ながらしっかりと議論を行っていく。特に民主党税調で重要なのは、租税特別措置等に関する重点要望。恐らくは例年どおり、11 月中に出てくると思いますが、そういったものを見ながら議論していかざるを得ないと思っています。

最近の動きについて状況だけ説明しますと、三党合意に出ている 7 条の自動車関連税制、住宅の取得に係る措置、こういったものに関して各団体の皆さんも動きが出てきていますから、そういったものも見つつ、民主党と話をしながら議論していく。最終的には、例年でしたら 12 月の第 2 週なり第 3 週に税制改正大綱の取りまとめになりますから、そういったものを見ながら、民主党と話をしながら日程を調整する、こういうことだと思っています。

○記者

2 点ございます。

今日の議事の進め方の中で、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則についてどうするのかという議論や、前原国家戦略担当大臣から中期的な税制のフレームについても議論すべきではないか、というお話があったかと思っています。これについて、今後、政府税調として何かされる予定があるのか、というのが 1 点です。

もう 1 点は、政府全体に関わる話だと思いますが、総理も交えた議論をする可能性はあるのかどうか、この点について教えていただければと思います。

○大久保財務副大臣

まず、皆さんの理解を統一するために、これまでどういうことが行われているか、これを理解しておかないと、今日の議論はあまり意味がなかったと思います。今日は非常にいい議論ができたと思っています。

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則に関しては、財政運営戦略及び中期財政フレームにおいて閣議決定がなされています。閣議決定ですから、各大臣も署名しており、全ての

大臣・副大臣・政務官が守らないといけないということで、政府全体のルールであります。

さらに、中期財政フレームにおいては、中長期のみならず単年度の財政収支においても、財政規律の確保に向けて最大限の税収調達努力を行うことが求められておりますから、単年度も、ということもしっかりと身につけてほしいと思います。

減収を伴う税制措置の政策効果については、客観的かつ慎重な検討が必要であり、正に政府税調でこれから議論しないといけないということでもあります。

最後になりますが、新たな税収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。つまり、このペイ・アズ・ユー・ゴー原則というのは基本中の基本であり、ここに関しては、これを前提に議論がなされたと思います。減収を伴うものに関して、どういう形で議論していくのか、こういった議論がなされましたし、また、重要な項目としては、これは財務省が考えるのか、もしくは総務省が考えるのかということに対して、議論の中で、これは政府全体のものであるという合意がなされたと思います。

さらに一步進んだ議論としては、仮に厚生労働省や農林水産省の中で議論する場合は、省内でペイ・アズ・ユー・ゴー原則のことはしっかりと踏まえて議論してくれ、という話だと思います。よって、これ以上でも以下ではありませんから、将来、何があるということはここでコメントする話ではありません。今日議論されたことに関して、もう一度しっかりと精査してほしいと思います。

○記者

ペイ・アズ・ユー・ゴー原則については、これまで同様、この原則は変わらないということよろしいのでしょうか。今日、櫻井厚生労働副大臣や前原国家戦略担当大臣のお話では、もうちょっと柔軟に解釈したらどうかというお話がありましたけれども。

○大久保財務副大臣

いや、閣議決定をしたものですから、閣議決定の内容を変えるということはこれを変えるということです。よって、そういった議論はなされていないと思います。

[閉会]